

議案第 76 号

羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年条例第 20 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては
「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)
については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 13 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 33 条の 10 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)</u>(以下この項において「<u>健康診断等</u>」という。)が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 13 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 33 条の 10 各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u>の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければ</u>ならない。</p>

事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3・4 （略）

3・4 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明